

# IEEJ 温暖化ニュース

Vol.10

2005 年 10 月～2005 年 12 月

財団法人 日本エネルギー経済研究所  
地球環境ユニット

11 月末からカナダのモントリオールで開催された COP11 および COP/MOP1 では、ポスト京都議定書の議論が、作業部会での検討と米国や途上国を含む気候変動枠組条約締約国による対話という形で開始されることとなり、また、国内では京都メカニズムクレジット取得制度に関する法案が国会に提出され、京都メカニズムの活用が具体化しつつあります。

今回の温暖化ニュースでは、2005 年 10 月から 12 月にかけての海外における地球温暖化問題に関連する動向の注目すべきポイント、ならびに審議会等を中心に国内施策の動向をご紹介します（一部内容は、2006 年 2 月までの内容を含んでいます）。

地球環境ユニット  
総括 工藤拓毅

## —目次—

1. COP/MOP1
  - 1-1. モントリオール会合
  - 1-2. ポスト京都議定書とアジア太平洋パートナーシップ
  - 1-3. CDM 運営の改善
2. 再生可能エネルギー
  - 2-1. 北京宣言
  - 2-2. EU バイオマス行動計画
3. 米国 北東部地域排出量取引制度 (RGGI)
4. ニュージーランド 炭素税導入見送り
5. EU EUETS 第二期間 NAP ガイダンス
6. フィンランド 京都議定書目標達成プラン
7. ドイツ メルケル新政権
8. CDM・JI
  - 8-1. ウクライナ JI 承認体制
  - 8-2. CDM プロジェクト登録の推移
9. 国内施策 審議会等の動向

## 1. COP/MOP1

---

### 1-1. モントリオール会合

2005 年 11 月 28 日から 2 週間の日程で、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第 11 回締約国会議（COP11）と京都議定書第 1 回締約国会議（COP/MOP1）、および第 23 回補助機関会合（SB23）がカナダのモントリオールで同時開催された<sup>1</sup>。2005 年 2 月に京都議定書が発効して最初の締約国会議として注目を集めた。政府関係者やオブザーバー（NGO、NPO など）等 1 万人に近い参加者が世界各国から集まった。

今会合の議長を務めたカナダのディオン環境大臣は、会議の冒頭に目指すべき成果として 3 つの “I” を提唱した。これは、Implementation = 京都議定書の「実施」、Improvement = 京都議定書の「改善」、Innovation = 京都議定書の第 1 約束期間が終了した後の将来枠組み構築に向けた「創造」を指しており、これらの “I” はいくつかの決定という形で達成されたといえる。

「実施」については、京都メカニズムの運用則を定めたマラケシュ合意の採択が挙げられ、今会合の主要な成果の 1 つであった。ここには京都メカニズム（クリーン開発メカニズム（CDM）、共同実施（JI）、排出量取引）に関するルール、吸収源に関する算定ルールなどが含まれており、これによって京都議定書の運用ルールが確立した。

「改善」については、CDM プロジェクトによる削減クレジット（Certified Emission Reduction, CER）創出の促進を目指したいくつかの決定がなされた。プロジェクトを審査する理事会の機能面、資金面の強化等が合意された他、CDM の認定基準の緩和や小規模 CDM の見直し等が CDM 理事会に要請された。改善内容の具体的な検討は、今後 CDM 理事会とその下部組織で行われることとなっている。

将来枠組みに関する「創造」は、今回最も注目を集め、議論が最後まで紛糾した議題であった。2006 年 5 月から新たな作業部会を設けて第一約束期間（2012 年まで）以降の削減約束に関する検討を開始することになった。また、米国や主要途上国を含む全ての UNFCCC 締約国が参加する「長期的協力のための行動の対話」を開始することに合意した。

わが国から、共同実施（JI）に関する第 6 条監督委員会（JISC）に工藤拓毅・日本エネルギー経済研究所地球温暖化政策グループマネージャーが委員代理として、遵守委員会（促進部）に浜中裕徳・慶応大学教授が常任委員として選任された。

次回の締約国会議（第 12 回 COP、第 2 回 COP/MOP）は、2006 年 11 月 6 日から 17 日に開催予定である。既にケニアが開催地として立候補しているが、正式な決定は 2006 年 2

---

<sup>1</sup> 詳細は、田中加奈子・山下ゆかり・伊藤葉子・広野正純、「気候変動問題の将来展望—国連気候変動枠組条約第 11 回締約国会議（COP11）及び京都議定書第 1 回締約国会合（COP/MOP1）に参加して」、『エネルギー経済』32 巻 1 号、2006 年 2 月及び田中加奈子・山下ゆかり・伊藤葉子・広野正純、「国連気候変動枠組条約第 11 回締約国会議（COP11）京都議定書第 1 回締約国会合（COP/MOP1）参加報告」、(財)日本エネルギー経済研究所ホームページ、2005 年 12 月掲載を参照。

月頃となる予定である。

(文責 山下ゆかり)

## 1-2. ポスト京都議定書とアジア太平洋パートナーシップ

昨年 11 月から 12 月にかけてモントリオールで開催された COP11・COP/MOP1 において、京都議定書後の将来枠組みに関する議論は特に参加者からの関心が高く紛糾した。結果、2006 年 5 月に新たな作業部会を設け、京都議定書の第一約束期間終了後（2013 年以降）の「削減約束」に関する検討を開始するという事になった<sup>(①)</sup>。また、米国や主要途上国を含む全ての国連気候変動枠組み条約締約国が参加する「長期的協力のための行動の対話」を開始することが合意された<sup>(②)</sup>。これらの結果に関する評価は様々である<sup>2</sup>。前者<sup>(①)</sup>は、2013 年以降に現在の気候変動に関する国際的な動きが継続されるシグナルであり、京都メカニズム活用という点からは歓迎される結果であるが、「京都型＝数値目標が課される一部先進国のみ参加」も継続される可能性があり、幅広い国における削減行動の実施など現状の枠組みの課題解決に関しては問題が多い。また、後者<sup>(②)</sup>については、米国や豪州、途上国の参加の道を「対話」という形で残したことを積極的に評価できるが、拘束力のないものであり新たな交渉の場を確立できなかったと見ることもできる。つまり、将来については課題の先送りが多く、実際には、具体的な道筋が明確になったと評価できるわけではない。中・長期的には未だに不確実な要素が高いため、長期的投資に向けたシグナルとしては弱い。

昨今、気候変動問題に貢献するもので、より広い視野での二国間あるいは多国間の様々な動きが見られる。例えば、2005 年 7 月に立ち上げに合意したクリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ(APP)<sup>3</sup>、ならびに同月の G8 サミットにおけるグレンイーグルズ行動計画等である<sup>4</sup>。これらの動きは、よりエネルギーや技術の役割に着目しており、開発途上国にとっての参加インセンティブが大きくなる可能性がある。特に APP は、京都議定書を離脱した米豪がリードしているものとして注目されており、第一回閣僚会合が 2006 年 1 月にシドニーで開催された。トップダウン的な京都目標とは異なり、セクター別（産業分野別）アプローチの重要性が認識され、鉄鋼やセメント、発電など 8 つの分野について技術開発・移転などの協力を推進するためのタスクフォースが立ち上げられた。あくまで気候変動枠組み条約とは整合的であり、京都議定書の代替ではなく補完であると位置づけられている（出所 1）。

<sup>2</sup> 詳細は、田中加奈子・山下ゆかり・伊藤葉子・広野正純、「国連気候変動枠組条約第 11 回締約国会議（COP11）京都議定書第 1 回締約国会合（COP/MOP1）参加報告」、(財)日本エネルギー経済研究所ホームページ、2005 年 12 月掲載参照。

<sup>3</sup> IEEJ 温暖化ニュース, Vol.9, 2005 年 7 月～9 月参照。

<sup>4</sup> IEEJ 温暖化ニュース, Vol.8, 2005 年 4 月～6 月参照。

しかし、必ずしも京都議定書に「友好的」であるとは限らない。会合開催国の豪では、開催日程を発表した昨年 11 月に Downer 外務大臣が「京都議定書は効果がない、APP で経済発展を損なわない排出削減を話し合う」と議会で発言し、議定書は 2010 年で世界全体の排出量が 1990 年比で 41%増加するのを 40%に抑える効果しかないという試算を挙げ、京都議定書が気候変動問題を解決するというのは「間違った考えである」と述べている(出所 2)。また、会議に先駆け、豪 Campbell 環境大臣は、「(京都議定書のような) 排出削減数値目標を設定することは『努力をしない』というようなもの」であり、APP では「目標設定しない」と新聞の取材で発言している(出所 3)。一方、APP がこのような数値目標をもたないことも反映し、今回の会合では排出量取引制度の導入は見送られた。産業界と豪州の 2 州政府は支持したが、共同議長の Bodman 米エネルギー省長官は国際競争力上の懸念を挙げてこれを退けた。なお、米国最大手電力会社も排出量取引には好意的な姿勢をみせている(出所 4)。産業界が省エネルギー・地球温暖化対策への投資インセンティブを模索するならば、ここでも「京都型」は選択肢の一つとして考えられることを示唆している。

カナダでは、1 月 23 日に行われた選挙でそれまでの野党保守党が与党自由党を抑え、政権が交代した。保守党系に影響力のあるアドバイザーは、「京都議定書を批准したまま(離脱せず)、APP に参画する」ことが重要だという認識である。保守党党首も、選挙キャンペーンの際に「議定書は現実的なものでない」と明言している(出所 5)。今後、カナダが APP に参加することになるかどうかはわからないが、特筆すべきは、現時点では日本は気候変動枠組条約および京都議定書、さらに複数の鍵となるパートナーシップにも参加している唯一の先進国であるという点である。この立場をどのように生かすか、それが、将来枠組みが固まっていくこれから数年間の日本の課題である。

(文責 田中加奈子)

(出所 1)

- ・ 日本政府代表団、「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ第一回閣僚会合～概要と評価～」, 平成 18 年 1 月 12 日, 外務省ホームページ  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/clean\\_gh.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/clean_gh.html)

(出所 2)

- ・ Reuters, “Six-nation climate change meeting set for mid-Jan”, 2005 年 11 月 1 日  
<http://www.reuters.co.uk/>

(出所 3)

- ・ Point Carbon, Carbon Market News, “Campbell confirms no targets for Asia-Pacific pact”, 2006 年 1 月 5 日  
<http://www.pointcarbon.com/>  
<http://ghg.jp/>

(出所 4)

- ・ Point Carbon, Carbon Market News, “Asia-Pacific pact rejects emissions trading-for now”, 2006

年 1 月 12 日

<http://www.pointcarbon.com/>

<http://ghg.jp/>

(出所 5)

- ・ The Canadian Press, “Canada’s withdrawal from Kyoto seen as unlikely”, 2006 年 1 月 26 日  
<http://www.canada.com/topics/news/national/story.html?id=fd414cee-26fe-4dc9-9cf4-0edaaa24e774&k=84421>

### 1-3. COP/MOP、CDM 運営の改善を要請

昨年 11 月から 12 月にかけてモントリオールにて開催された国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第 11 回締約国会議 (COP11)、および京都議定書第 1 回締約国会議 (COP/MOP1)

において、CDM の実施細則であるマラケシュ合意が承認されるとともに、「CDM に関連する更なるガイダンス (Further guidance relating to clean development mechanism)」が採択された。これは、今後の CDM 運営に関する指針を示す公式文書であり、CDM 理事会に対し CDM の運営改善へ向けた取組を行うよう要請する内容となっている (出所 1)。

2005 年 12 月 31 日までの CDM の運営状況を見ると、63 件のプロジェクトが登録され、年間およそ 2,900 万 t-CO<sub>2</sub> の排出削減クレジット (Certified Emissions Reduction, CER) が創出される見込みとなっている (出所 2)。CDM の運営動向をふまえ、COP/MOP1 会合において各国代表等から見解が示されたところ、承認されている CDM プロジェクトの種類に偏りがあることや、CDM 理事会による審査・登録プロセスが煩雑であること、CDM プロジェクトの投資先が一部の途上国に集中していること等について批判が出された。

こうしたことをふまえ、COP/MOP1 にて採択された決議書 (上記) では、CDM の運営体制について、その効率化を目指し CDM 理事会及び事務局の組織強化を行うとし、締約国による資金提供についても合意が得られた。また、将来に向けた方法論開発のイニシアティブが促進されることになり、これにより、省エネルギーや運輸部門等、途上国における地球温暖化対策上重要となる部門のプロジェクトの進展が期待される。さらに、CDM 理事会と DNA (指定国家機関、Designated National Authority) が参加する DNA フォーラムを開催することが合意された。このフォーラムでは CDM の実施が進んでいない途上国でのキャパシティ・ビルディング等について、定期的な情報交換が行われることとなる。なお、炭素回収・貯留に関するプロジェクトについては、ワークショップの開催や CDM 理事会における検討を踏まえ、次回 COP/MOP で検討することが決定された (出所 1)。

今回の COP/MOP 会合において CDM の改善が重要なテーマとして議論が行われ、改革の方向性が示されたことで、CDM のインフラ整備とそれを通じた削減クレジット創出の促

進が期待される。しかし、CDM 改革の具体的な内容及びその成否は、CDM 理事会とその下部組織での検討に委ねられるため、今後の動向に注目する必要がある<sup>5</sup>。

(文責 伊藤葉子)

(出所 1)

- ・ COP/MOP1 決定, "Further guidance relating to the clean development mechanism", UNFCCC ホームページ  
[http://unfccc.int/files/meetings/cop\\_11/application/pdf/cmp1\\_24\\_4\\_further\\_guidance\\_to\\_the\\_cdm\\_e\\_b\\_cmp\\_4.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/cop_11/application/pdf/cmp1_24_4_further_guidance_to_the_cdm_e_b_cmp_4.pdf)

(出所 2)

- ・ UNFCCC・CDM ホームページ  
<http://cdm.unfccc.int/Projects/registered.html>

## 2. 再生可能エネルギー

---

### 2-1. 北京宣言による再生可能エネルギーの利用促進

ワールドウォッチ研究所の報告書“Renewables 2005: Global Status Report”によれば、2004 年の世界の再生可能エネルギーへの投資額は、過去最高の 300 億米ドルに達した。これは、世界の電力産業における総投資額の 20~25%に相当する。14 の途上国を含む少なくとも 48 カ国は再生可能エネルギー導入政策を進めており、京都議定書の第一約束期間の終わる 2012 年までには、発電量の 5~30%を再生可能エネルギーで賄う計画である。太陽光発電や風力発電の導入は急増してきており、コストも大幅に低下してきたため、各種施策の下では他の電源と競争力を持つようになっている (出所 1)。

このような状況の中で、中国は、2020 年までに国内全発電設備容量の 10%まで再生可能エネルギーの比率を高める目標を掲げている。2004 年時点でも、再生可能エネルギー (大規模水力発電を除く) による発電設備容量は世界最大 (3,700 万 kW) である (出所 1)。

2005 年 11 月 7~8 日には、北京で再生可能エネルギー国際会議 (BIREC2005) が中国政府の主催、ドイツ政府、国連関係機関および欧州委員会の協力で開かれた。これは、2002 年にヨハネスブルクで開催された持続可能な開発に関する世界サミット、および 2004 年 6 月にボンで開催された国際会議 (Renewables 2004) <sup>6</sup>をフォローアップするものである。会議の最後に発表された「北京宣言」は、世界のエネルギー消費量における再生可能エネルギーの比率を高めるよう呼びかけた。具体的には、①再生可能エネルギーの利用等は、

<sup>5</sup> COP/MOP1 の議論等については次を参照されたい。田中加奈子・山下ゆかり・伊藤葉子・広野正純、「国連気候変動枠組条約第 11 回締約国会議 (COP11) 京都議定書第 1 回締約国会合 (COP/MOP1) 参加報告」, (財) 日本エネルギー経済研究所ホームページ, 2005 年 12 月掲載, <http://eneken.ieej.or.jp/>

<sup>6</sup> IEEJ 温暖化ニュース, Vol.4, 2004 年 4 月~6 月参照。

貧困削減、雇用創出、大気と公衆衛生の改善、温室効果ガス排出削減、エネルギー安全保障の強化などの実現に重要な役割を果たせること、②再生可能エネルギーの強化により、石油の高騰による輸入エネルギーへの依存と価格変動のリスクに対して、各国の対応能力が高められること、③再生可能エネルギーにおける研究開発を強化し、南北・南南の協力による技術移転の支援を強化すること、④再生可能エネルギーの市場創設や融資へのアクセラレーションなどを含め、途上国のキャパシティ・ビルディングを進めること、などである（出所 2）。会議の結果と宣言は、国連持続可能開発委員会に報告される予定である。

中国ではさらなるエネルギー消費の増加に伴って温室効果ガスの排出量の増加が懸念されているが、再生可能エネルギーの導入に積極的なのは評価できる。北京会議で議論されたように、日本としても、今後、再生可能エネルギーの技術移転における国際協力のあり方を検討していく必要がある。

（文責 富田哲爾）

（出所 1）

- ・ Reuters UK, 2005 年 11 月 6 日  
<http://today.reuters.co.uk/news/>

（出所 2）

- ・ China View, 2005 年 11 月 9 日  
[www.chinaview.cn](http://www.chinaview.cn)

## 2-2. EU バイオマス行動計画

2005 年 12 月 7 日、欧州委員会は、“バイオマス行動計画”を発表した（出所 1）。

本行動計画策定の目的について、欧州委員会エネルギー担当委員のピエバルグス氏は、その効果として欧州のエネルギー輸入依存度の低減、温室効果ガス削減、地方の雇用促進及び EU の技術優位性確保を挙げ、EU 域内でポテンシャルが大きいバイオマスエネルギーの導入拡大を図ることでこうした課題を解決すると述べている（出所 2）。

2004 年 5 月に作成された欧州委員会のコミュニケーションの中で、2005 年末までにバイオマス計画を提示するとされたが、再生可能エネルギーの熱利用についての目標設定は難しいとされていた。また、欧州議会が 2005 年 9 月に承認した報告書は、欧州委員会に対して、再生可能エネルギーの熱利用に関する指令を提案するよう求めている<sup>7</sup>。

---

<sup>7</sup> コミュニケーションは、2010 年の再生可能エネルギーの導入目標値を設定している EU 指令（2001 年）の施行状況の分析をもとに作成された。2020 年の目標値は、2005 年 11 月までに十分な評価を行ってから 2007 年に設定することになっている。再生可能エネルギー電力のさまざまな支援制度に関する報告書は、バイオマス行動計画と同時に、欧州委員会により採択された。報告書の分析では、固定価格制度が現状では一般的にグリーン証書制度よりも費用効果的であるとしている。また、欧州議会の報告書は、2020 年の EU 内再生可能エネルギー比率の目標を一次エネルギー供給全体の 20～25%に設定するよう求めている。

本計画は 3 つの部門（熱利用、電力、および運輸）における方策にまとめられており、20 以上のアクションプランが 2006 年から実行されることになっている（出所 3）が、このうち熱利用及びバイオ燃料について、2006 年に下記のとおり法制化及び改訂が行われることになっている。

(1)熱利用（heating and cooling）

- ・ バイオマスエネルギーの熱部門への利用については、現行の電力およびバイオ燃料に関する EU 指令ではカバーされていないため、2006 年中に法制化を実施
- ・ 既に約 5,600 万人もの市民が供給を受けている地域冷暖房について、欧州委員会では更なる普及を図るため、閣僚理事会および加盟国に対し付加価値税の優遇を図るよう促進する、等

(2)バイオ燃料

- ・ 現行のバイオ燃料指令（2003 年）では、参照値として 2005 年でのバイオ燃料の市場シェアを 2%、2010 年でのシェアを 5.75%とすることを掲げているが、2004 年の実績では僅か 0.8%程度しかなく、2005 年時点で加盟国がそれぞれ設定した目標を達成したとしても 1.4%のシェアしか達成できないとの見通し
- ・ 本指令の見直しのため、欧州委員会は次を対象とした報告書を 2006 年に公表する予定
  - ・ バイオ燃料の市場シェアに関する各国毎の目標設定
  - ・ 燃料供給企業に対して、市場に供する燃料の一定割合をバイオ燃料にすることを義務づけるバイオ燃料義務（biofuels obligation）、等
- ・ 欧州委員会はバイオ燃料の域内生産と輸入について、バランスのとれたアプローチを採り、現在進められているエタノール生産国／地域との自由貿易協定交渉をこのようなアプローチで進める、等

欧州委員会によれば、こうした政策手段を実施することにより、域内のバイオマスエネルギーの利用量は、2003 年の 6,900 万石油換算トンから 2010 年には同 1 億 5,000 万トンまで増加し、これによって年間 2 億 900 万 t-CO<sub>2</sub> の削減、25～30 万人の雇用創出、エネルギーの輸入シェアの 48%から 42%への低下が期待されている。

欧州委員会がこのタイミングでバイオマス行動計画策定及びバイオ燃料導入強化を打ち出したのは、風力や太陽光発電の導入が進んでいるのは、ドイツやスペイン等、EU 域内の一部の国であること、また導入が順調に進んだ結果、追加的な立地最適地が見つかりにくくなっていることなど、そして今まで欧州の再生可能エネルギー導入を牽引してきた風力発電と太陽光発電の効果が少なくなってきたことの現れかもしれない。その一方で、バイオマスエネルギーの導入もこれまで予想を下回るものとなっており、今後、その導入に向けた施策がどのように展開していくのか注視していく必要があると考えられる。

（文責 鶴岡明人）



(出所 1)

-  Environment Daily, 2005 年 12 月 7 日  
<http://www.environmentdaily.com/>

(出所 2)

- 欧州委員会プレスリリース, "Renewable energy: European Commission proposes ambitious biomass and biofuels action plan and calls on Member States to do more for green electricity", 2005 年 12 月 7 日, 欧州委員会ホームページ  
<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/05/1546&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

(出所 3)

- "Communication from the Commission: Biomass action plan", COM(2005)628 final, 2005 年 12 月 7 日, 欧州委員会ホームページ  
[http://europa.eu.int/comm/energy/res/biomass\\_action\\_plan/doc/2005\\_12\\_07\\_comm\\_biomass\\_action\\_plan\\_en.pdf](http://europa.eu.int/comm/energy/res/biomass_action_plan/doc/2005_12_07_comm_biomass_action_plan_en.pdf)

### 3. 米国

---

#### 3-1. 北東部州地域排出量取引制度 (RGGI)、2 州が離脱し 7 州で合意事項覚書に調印

昨年 8 月に制度モデル基本案を発表後、参加 9 州による協議が行われていた北東部 9 州による地域排出量取引制度は、電力料金への影響を理由にマサチューセッツ州およびロードアイランド州が最終局面で離脱し、同年 12 月 20 日にニューヨーク州のほかコネティカット、デラウェア、メイン、ニューハンプシャー、ニュージャージー、バーモントの 7 州で合意事項覚書の調印が行われた (出所 1)。

この覚書では、基本案<sup>8</sup>で 2020 年に設定していた 10%削減の目標達成年次が 2018 年に前倒しされるとともに、離脱したマサチューセッツ州の要望が反映され、アロウワンス市況の高騰による経済的影響を緩和する措置として、新たにセーフティバルブ条項が導入されている。

新条項はアロウワンス市況を①ショートトン<sup>9</sup>当たり \$7.00 未満、②同 \$7.00~\$10.00 の範囲、③ \$10.00 以上の場合の 3 段階に分け、市況上昇に応じたオフセットプロジェクト対象地域制限の緩和 (平常時は米国内に限定されるが、市況上昇に伴い対象地域拡大) やオフ

---

<sup>8</sup> 2005 年 8 月 24 日の制度モデル基本案概要については IEEJ 温暖化ニュース, Vol.9, 2005 年 7 月~2005 年 9 月参照。

<sup>9</sup> 1 ショートトンは 0.90719 トン。

セット利用上限の拡大（平常時は総排出量の 3.3%を上限とするが、市況高騰時には総排出量の最大 20%まで利用可能）といった措置により、クレジット調達の柔軟性を高めて目標遵守の実行性を担保しようというものである（出所 2）。実質的な温室効果ガス削減の阻害要因となるといった根強い反対や、市場競争原理に反するといった批判に加え、EUETS や京都メカニズムではこの種の仕組みは採用されておらず、新条項の導入は EUETS とのリンクを考えた場合、新たな検討を要する課題ともなる。

また、構想発足の当初から指摘される域外からの電力移入量の増加と排出量リーケージ発生問題については、①参加州はこの制度が域外からの電力移入と排出量リーケージをもたらす可能性があることを認識し、②2006 年 4 月 1 日までにワーキンググループを組織し 2009 年 1 月のプログラム開始までに対策を検討する、といった内容に止まり具体的な対策は示されておらず、③2012 年に設定されたシステム全体の包括レビュー時における検討項目のひとつとして先送りされている（出所 2）。

2 州の離脱により、同プログラムの規模は 9 州合計 CO<sub>2</sub> 排出量約 1 億 5 千万ショートトンから約 1 億 2 千万ショートトン（全米電力部門排出量の 4.8%相当<sup>10</sup>）へ縮小した。米国初の排出量取引制度実現に向けて大きな前進と評価される反面、規模の縮小や懸案事項を先送りしたままのスタートになったこともあり、今後も太平洋岸州で進められる類似の排出量取引制度と相互に連携し全米に展開していくようなモメンタムを維持できるかどうか問われる。

制度ルール案については協定調印後 90 日以内に公表し、60 日間のパブリックコメント期間の後、参加州による再協議を経て最終決定という策定プロセスが規定されており（出所 2）、順調に進展すれば今夏には枠組みが決定され各州の法制化手続きへ移行することになる。この過程で、EU アロウワンスや CDM クレジットの取り扱い、あるいは太平洋岸州の排出量取引制度とのリンク等について全容が明らかになっていくことが期待される。

（文責 小松 昭）

（出所 1）

- ・ RGGI ホームページ

<http://www.rggi.org/agreement.htm>

（出所 2）

- ・ Memorandum of Understanding, 同ホームページ  
[http://www.rggi.org/docs/mou\\_12\\_20\\_05.pdf](http://www.rggi.org/docs/mou_12_20_05.pdf)
- ・ Memorandum of understanding in brief, 同ホームページ  
[http://www.rggi.org/docs/mou\\_brief\\_12\\_20\\_05.pdf](http://www.rggi.org/docs/mou_brief_12_20_05.pdf)
- ・ Regional Greenhouse Gas Initiative- Overview, 同ホームページ  
[http://www.rggi.org/docs/mou\\_rggi\\_overview\\_12\\_20\\_05.pdf](http://www.rggi.org/docs/mou_rggi_overview_12_20_05.pdf)

---

<sup>10</sup> Energy Information Administration (EIA), Emissions of Greenhouse Gases in the United States 2004, 2005 年 12 月による 2003 年の電力部門 CO<sub>2</sub> 排出量 22 億 7,880 万 t-CO<sub>2</sub> から算出。

## 4. ニュージーランド

### 4-1. 炭素税導入は見送り

ニュージーランド（2002 年 12 月に京都議定書を批准、1990 年時点での附属書 I 国に占める温室効果ガス排出割合は 0.2%）<sup>11</sup>は、京都議定書の目標を達成することを目的とした気候変動政策（2002 年発表）の中で、2007 年 4 月からの炭素税導入を定めており、2005 年 5 月には、化石燃料・地熱からの二酸化炭素・メタン、工業プロセスからの全ての温室効果ガス（農業から排出されるメタンと一酸化二窒素を除く）が対象となる「炭素税<sup>12</sup>」の導入に関する実施案を発表していた（出所 2）。しかし、同年 12 月 21 日に、同税の導入を断念する政府発表を行った（出所 3）。この発表は、同年 6 月より行われていた包括的な気候変動政策の見直しの結果を反映したものである。パーカー気候変動問題担当相は、「予定されていた炭素税案が、導入を正当化するほど削減効果を上げそうにないこと」「原油高騰など経済状況が変化していること」などを導入断念の理由に挙げている。ただし、「課税ベースを縮小するかたちでの炭素税案の検討は続行する」としている（出所 3）。

今回、炭素税導入が見送られた背景には、2005 年 9 月に行われたニュージーランドの総選挙が影響していると考えられる。炭素税導入を支持してきた労働党・革新党連立政権と緑の党は、総選挙において過半数の議席を獲得することができなかった一方で、減税公約を中心とした国民党が躍進し、労働党・革新党連立政権は、NZ ファースト党と統一未来党から閣外協力を得ることとなった。炭素税については、NZ ファースト党と統一未来党は導入反対の立場を表明していたため（出所 4）、政権維持のために炭素税導入については断念せざるを得なかったと言える。このような状況のため、炭素税導入議論については減速することはあっても、今後は積極的な導入議論に展開する可能性は低いと考えられる。包括的な気候変動政策の見直しは、ステイクホルダーとのコンサルテーション等を経て、3 月に再び閣議に報告されることになっている。京都議定書目標達成のため、国内排出量取引制度を含む、炭素税以外のどのような方法が検討されるか注目される。

（文責 小川順子）

（出所 1）

- ・ ニュージーランド政府, Climate change challenge increases in New Zealand, 2005 年 6 月 16 日  
<http://www.beehive.govt.nz/ViewDocument.aspx?DocumentID=23376>

<sup>11</sup> ニュージーランドの京都目標は、排出量を基準年レベルに戻すというものであるが、2008～2012 年の温室効果ガス純排出量に関する直近の政府予測では、さらなる対策がとられなければ、ニュージーランドは京都目標に 3,620 万トン-CO<sub>2</sub> 達しないとされており、3,260 万トン-CO<sub>2</sub> 余分に達成できるとする昨年の予測とは大きく異なっている（出所 1）。

<sup>12</sup> 政府は、導入開始時の税額は NZ\$ 15（約 1,200 円）／トン-CO<sub>2</sub> で、国際価格動向との大幅な乖離が継続する場合には見直すが、2012 年までは NZ\$ 25（約 2,000 円）／トン-CO<sub>2</sub> を上回ることは無いとし、また標準家庭での税額負担は週当たり NZ\$ 4（約 320 円）に過ぎず、2010 年の GDP への影響も 0.03% 減に止まるという試算を発表していた。

(出所 2)

- ・ IEEJ 温暖化ニュース Vol.8, 2005 年 4 月～6 月

<http://eneken.ieej.or.jp/data/pdf/1114.pdf>

(出所 3)

- ・ ニュージーランド政府, Carbon tax will not go ahead in 2007, 2005 年 12 月 21 日

<http://www.beehive.govt.nz/ViewDocument.aspx?DocumentID=24671>

(出所 4)

- ・ The Dominion Post, Struggle likely in search for carbon tax supporters, 2005 年 10 月 25 日

<http://stuff.co.nz/centralnorthisland/0.2106.3449130a13938.00.html>

## 5. EU

---

### 5-1. 欧州委員会、EUETS 第二期間（2008～2012 年）の NAP 作成ガイダンスを公表

2005 年 12 月 22 日付けで欧州委員会は、EUETS（EU 域内排出量取引制度）第二期間（2008～2012 年）の NAP（国家割当計画）作成ガイダンスを公表した（出所 1）。

昨年 1 月に開始された EUETS は、EU 加盟国が自ら作成した NAP により合計約 11,400 の施設にアロウワンス（年平均 21 億 9,080 万 t-CO<sub>2</sub>、域内 CO<sub>2</sub> 排出量の約半分に相当）を設定し、2005～2007 年を第一期間として排出量取引を行っている。各国から欧州委員会への第二期間用 NAP の提出期限である 2006 年 6 月末に向けて、作成ガイダンスが公表された。

このガイダンスは、2004 年 1 月に公表されたガイダンスを補完するものとされており、第一期間をレビューした上で、重要項目に関する追加的項目を取りまとめている。各国間に見られる差異を失くすことに留意し、NAP 提出に使用する共通フォーマットも提案している。

まず、EUETS 第一期間のレビューとしては、当初設定した各国の NAP 提出期限（2004 年 3 月末）から最後の欧州委員会決定（ギリシャに対する決定：2005 年 6 月 20 日）まで予想以上の 15 ヶ月を要しており、第二期間は各国の期限内の提出が重要とした上で、①京都議定書削減目標の費用効果的な達成のためには排出量取引の更なる利用が必要である、②発電所に対する割当が他分野に比べて厳格であった、③実排出量が京都目標に対して超過している加盟国は相当量の京都クレジットを購入する予定である、④事後調整を受け入れないことはアロウワンス市場の発展に不可欠である、⑤必要以上に複雑で透明性に欠く NAP が散見される、と述べている。

また、第二期間の NAP に考慮すべき事項として、①オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポー

トガル、スロベニア、スペインが京都議定書削減目標を達成出来ない可能性があるため更なる対策が必要な国として挙げられる、②京都議定書目標達成のためには、第二期間の EU25 ヶ国の割当総量は第一期間比約 6%減の年平均 20 億 630 万 t- CO<sub>2</sub> と考えられる、③京都クレジットの調達や他の政策・措置の具体化が必要、④NAP には EUETS 対象施設が用いることができる JI や CDM のクレジット量の上限を盛り込まなければならないが、柔軟性を確保するためには個別にではなく取引期間、および対象施設全体としての上限設定が望ましい、といったことが列挙されている。一方、新規参入と設備閉鎖の取り扱いの見直しに関しては、時期尚早として結論を避けている。国家単位のベンチマーキングはやり方次第で可能だとした上で、EUETS 指令（出所 2）で無償割当と定められている 90%のアロウワンス以外については、オークションができることを強調している。

また、国家間で相違が見られる「燃焼施設」に関しては解釈を示し、小規模施設の取り扱いに関しては EUETS のレビューで検討するとともに、2008 年 1 月までに改訂されるモニタリング・報告ガイドラインのレビューの際に考慮するとしている。

EUETS 第二期間に向けては、EUETS 指令のレビュー報告書が 2006 年 6 月に欧州委員会から欧州議会・閣僚理事会に提出される予定であるほか、航空部門の取り扱いについて、欧州委員会は第二期欧州気候変動プログラム航空ワーキンググループにおける議論に着手し（出所 3）、また、欧州議会でも航空部門の気候変動への影響に関する報告書を取りまとめることになっている（出所 4）。アロウワンスの総量を始めとして、EUETS の対象分野や設定方法についてどの程度見直しが行われるか、また排出量取引市場が今後どのような反応を見せるか等、注視すべき点は少なくない。

（文責 広野正純）

（出所 1）

- Communication from the Commission: “Further guidance on allocation plans for the 2008 to 2012 trading period of the EU Emission Trading Scheme”, COM(2005) 703 final, 欧州委員会ホームページ  
[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2005/com2005\\_0703en01.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2005/com2005_0703en01.pdf)

（出所 2）

- DIRECTIVE 2003/87/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 October 2003, establishing a scheme for greenhouse gas emission allowance trading within the Community and amending Council Directive 96/61/EC  
[http://europa.eu.int/eur-lex/pri/en/oj/dat/2003/l\\_275/l\\_27520031025en00320046.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/pri/en/oj/dat/2003/l_275/l_27520031025en00320046.pdf)

（出所 3）

- IEEJ 温暖化ニュース, Vol.9, 2005 年 7 月～9 月  
<http://eneken.ieej.or.jp/data/pdf/1195.pdf?>

（出所 4）

- Work in Progress, 欧州議会、環境・公衆衛生・食料安全委員会ホームページ

[http://www.europarl.eu.int/comparl/envi/pdf/work\\_in\\_progress/envi\\_iterlisting.pdf](http://www.europarl.eu.int/comparl/envi/pdf/work_in_progress/envi_iterlisting.pdf)

## 6. フィンランド

### 6-1. 京都議定書目標達成プランを発表

#### —京都メカニズムクレジットの入手が目標達成の鍵—

2006 年 1 月 16 日のフィンランド環境省の発表によると、同国の 2004 年の温室効果ガス (GHGs) 排出量は 8,180 万 t-CO<sub>2</sub> となり、前年を 400 万 t-CO<sub>2</sub> 下回った。2003 年は厳冬で暖房需要が多かったほか降水量も少なく水力発電量が減少したため、GHGs 排出量が増加していたが、2004 年は気候条件が比較的穏やかだったことが排出量減少の大きな要因である。しかし、前年より減少したものの依然として京都議定書の目標排出量 7,150 万 t-CO<sub>2</sub><sup>13</sup>を 1,030 万 t-CO<sub>2</sub> (14%) も上回っている。(出所 1)

このような状況にあつて、フィンランド政府は 2005 年 11 月 24 日、議会に提出するためのエネルギーと気候変動に関する今後の施策について報告書を取りまとめた。この報告書には、2008～2012 年の京都議定書目標を達成するためのプランの他に、GHGs 排出やエネルギー利用の長期的な目標も記載されている。

エネルギー効率については、2015 年までに新施策により BAU 比 5%の改善を目指し、長期的には一次エネルギー総供給を減少に転じさせることを目指している。また再生可能エネルギーに関しては、一次エネルギー総供給に占める割合を、2003 年の 23%から 2025 年までに約 3 分の 1 まで増加させることを目標としている。再生可能エネルギーの中でも特に木材チップ等のバイオマス資源の利用を重視しており、今後 15 年から 20 年の間に一次エネルギー総供給に占めるバイオマスの割合を、現在の 3 倍にあたる 6%以上にする計画である (出所 2、出所 3)。フィンランドは、国土の約 6 割を森林が占める森林資源の豊富な国であり、バイオマスエネルギー利用のリーディングカントリーとなっている。報告書からは、この強みをさらに生かしたいという狙いを見取ることができる。

京都議定書目標の達成に向けては、EU 排出量取引制度の対象施設で年間 800 万 t-CO<sub>2</sub> の削減、その他の部門で 100 万 t-CO<sub>2</sub> の削減、京都メカニズムにより国外から調達するクレジットで 200 万 t-CO<sub>2</sub> の削減をすることとなっており、EU 排出量取引制度の対象施設は大きな削減負担を負うことになる。同国政府はこれに対し、産業用電力税を減税することにより、国内産業の競争力を改善できるとしている。(出所 3)

京都メカニズムの利用に関しては、そのひとつとしてバルト海地域 TGF (Testing Ground

<sup>13</sup> EU のバーデンシェリングによるフィンランドの目標値は、基準年比±0%である。2006 年になってから、算出方法の改善を受けて再計算した結果、1990 年の排出量が 7,050 万 t-CO<sub>2</sub> から 7,150 万 t-CO<sub>2</sub> に修正された。しかし 1991 年から 2004 年も同様に増加するため、京都議定書の目標達成には大きな影響を与えない。



Facility) を利用する計画で、フィンランド環境省は 2005 年 12 月 30 日、既に投資した 175 万ユーロに加え、新たに 250 万ユーロをバルト海地域 TGF に投資したことを発表した（出所 4）。バルト海地域 TGF は地域的な炭素基金であり、主に JI 制度のもとでクレジットを入手する手段である。この炭素基金の投資者には、各国政府<sup>14</sup>だけでなく EU 排出量取引制度の対象となる民間企業も含まれている。前述のように、EU 排出量取引制度の対象施設は京都議定書目標の達成に向け大きな責任を負うことになるため、バルト海地域 TGF 等の炭素基金や JI・CDM プロジェクトへの民間企業の投資も盛んになると予想される。

（文責 伊藤弘和）

（出所 1）

- ・ フィンランド環境省， 2006 年 1 月 16 日  
<http://www.vmparisto.fi/default.asp?contentid=165979&lan=en>

（出所 2）

- ・ RENEWABLE ENERGY ACCESS, 2005 年 12 月 8 日  
<http://renewableenergyaccess.com/rea/news/story?id=40262>

（出所 3）

- ・ フィンランド通商産業省， 2005 年 11 月 25 日  
<http://www.ktm.fi/index.phtml?i=1418&l=en&s=673>

（出所 4）

- ・ フィンランド環境省， 2005 年 12 月 30 日  
<http://www.vmparisto.fi/default.asp?contentid=164100&lan=en>

## 7. ドイツ

---

### 7-1. メルケル新政権 —エネルギー政策および環境政策—

ドイツは 2005 年 9 月の総選挙の結果、CDU・CSU（キリスト教民主・社会同盟）がわずかの差で勝利し、SPD（社民党）との大連立政権が発足した。前政権と同様に再生可能エネルギーは環境省が管轄し、それ以外のエネルギー政策については経済省が管轄する（出所 1）。新経済相には CSU のエドムント・シュトイバー党首が就任し、新環境相に任命されたのは、SPD の前ニーダーザクセン州首相であるシグマー・ガブリエル氏である。ガブリエル氏は環境政策の経験がほとんどないため、一部では驚きを持って受け止められた（出所 2）。

---

<sup>14</sup> TGF 設立時の投資者は、デンマーク・フィンランド・ドイツ・アイスランド・ノルウェー・スウェーデンの各国政府である。

新政権におけるエネルギー政策および環境政策は、前政権の政策を基本的には維持することで連立政権内では合意されている。これまで SPD と緑の党（前政権で環境相ポストを保有）の提唱により導入されていた環境保護を目的とするエネルギーへの課税（環境税）は継続され、再生可能エネルギー導入の目標値は維持される。また原子力発電所の寿命による段階的廃止政策も、一部の産業界から要望があった延命措置は行わずに、現状の廃止計画が維持される（出所 3, 4）。

産業界は、緑の党が政権の一部を担っていた前政権のエネルギー・環境政策は、環境を優先し経済活動を妨げる、と批判している。また、政権内部でも現政策に合意しているものの見直しを求める声があり、連立政権であるが故にこれからも機会あるごとに議論が噴出することが予想される。

（文責 佐々木宏一）

（出所 1）

- ・  Environment Daily, 2005 年 10 月 11 日  
<http://www.environmentdaily.com/>

（出所 2）

- ・  Environment Daily, 2005 年 10 月 14 日  
<http://www.environmentdaily.com/>

（出所 3）

- ・ Reuters, German to Stay as Committed to Renewable Energy, 2005 年 9 月 1 日  
<http://www.planetark.com/dailynewsstory.cfm/newsid/33239/story.htm>

（出所 4）

- ・  Environment Daily, 2005 年 11 月 9 日  
<http://www.environmentdaily.com/>

## 8. CDM・JI

---

### 8-1. ウクライナ・JI —対ロシア ガス紛争の爪痕残る—

ロシア同様、ウクライナについても、JI 承認体制の整備に遅れが見られる。

2005 年に提出されたインベントリでは、ウクライナの排出量は、1990 年が 9 億 3,900 万 t-CO<sub>2</sub> であるのに対して、2003 年には 4 億 7,100 万 t-CO<sub>2</sub> となっており、1990 年比で



は 4 億 6,800 万 t-CO<sub>2</sub> の大幅な減少である<sup>15</sup>。京都議定書上の目標は基準年比 0% であることから、ウクライナは実質的には削減義務を負わず、相当量のホットエアを供給できる可能性がある。

そういった状況の中でウクライナ政府の委員会は、JI プロジェクトの検討と承認のための手続きを 2005 年末に採択した（出所 1）。

政府農業・天然資源委員会は、ウクライナにおける共同実施プロジェクトの手続きを、環境保護省案に基づき承認した。その手続きは、JI プロジェクトの承認をウクライナ環境保護省が行うに際しての 2 段階のプロセスを定めている。まず、プロジェクト・ディベロッパーが PIN（プロジェクト概要書）を環境保護省に提出し、環境保護省は確認書（Letter of Endorsement）を出すかどうか 15 日以内に決定する。次の段階では、プロジェクト・ホストがベースライン設定、排出削減量計算、モニタリング計画、環境影響評価、およびプロジェクト資金計画を含む申請書に、JI 監督委員会によって信認された独立機関の結論を添えて提出すると、30 日以内に承認書が出される。JI 手続きが正式に署名された後、ウクライナ環境保護省が、プロジェクト評価を担当する JI 事務局を設立するとともに、評価の内部基準を定めることとなっていた（出所 1）。

しかし、2006 年 1 月初めのロシアとの天然ガス価格問題をめぐる行き詰まりに端を発した政治的混乱により、JI ルールの閣議承認の目途は未だにたっていない（出所 2）。

ウクライナは統計整備などの京都メカニズム参加要件の達成のほかに、国内政治の混乱に伴う制度整備の遅れという難問を抱えている。

（文責 柳 美樹）

（出所 1）

- ・ Point Carbon, Carbon Market News, “Ukraine’s New Year present: JI procedures approved”, 2005 年 12 月 30 日  
<http://www.pointcarbon.com/>  
<http://www.ghg.jp/>

（出所 2）

- ・ Point Carbon, Carbon Market News, “Ukraine’s turmoil drags out JI rules”, 2006 年 1 月 17 日  
<http://www.pointcarbon.com/>  
<http://www.ghg.jp/>

## 8-2. CDM プロジェクト登録の推移

COP/MOP1 では、締約国から、方法論・プロジェクトについて手続き・審査体制の改善・

---

<sup>15</sup> いずれも二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のみの排出量。二酸化炭素は、排出量から吸収量を引いたネット量。

整備、方法論の汎用性の向上、重要部門（運輸、省エネルギー、地域暖房）の促進強化、外部専門家による登録審査プロセスの効率化、地域間の偏りの改善、CDM の投資インセンティブ促進のために長期的シグナルが必要等の注文が出された。このような多くの課題を抱えながらも、CDM は 2005 年を通じて着実に実績を重ねてきた。

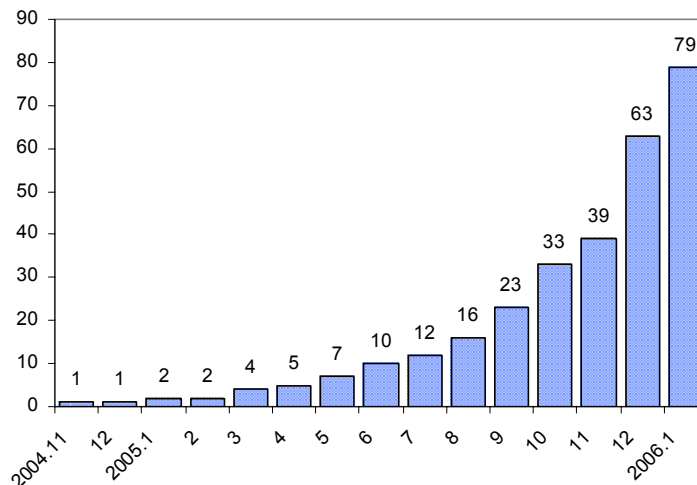
CDM 理事会による登録プロジェクト数は、2005 年 9 月末で 23 件、2005 年 12 月末で 63 件、2006 年 1 月末現在で 79 件と、登録プロセスが加速している（図 1）。CDM 理事会は、2006 年 1 月 31 日時点で承認済み方法論 49 件、登録プロジェクト 79 件、CER 発行 6 件の実績を上げている。登録済みプロジェクト 79 件の年間排出削減量合計は 2,929 万 t-CO<sub>2</sub> となっており、CER 発行量は 138 万 t-CO<sub>2</sub> である。

既に登録されている 79 件のプロジェクトについて、2005 年 10 月～12 月の変化を中心に見ると、その特徴は以下のようにまとめられる。

①登録プロジェクトはアジア地域（32 件）と中南米地域（39 件）に偏り、アフリカで少なく、地域間格差が大きい。2005 年第 4 四半期において、登録プロジェクトによる推計年間排出削減量は 723 万 t-CO<sub>2</sub> から 2,853 万 t-CO<sub>2</sub> へ 2,130 万 t-CO<sub>2</sub> 増加したが、その増加量のうち韓国が 1,055 万 t-CO<sub>2</sub>、ブラジルが 604 万 t-CO<sub>2</sub>、インドが 416 万 t-CO<sub>2</sub> を占めるなど、特定の国にプロジェクトが集中している（表 1）。

②分野別では、同期間において、N<sub>2</sub>O 分解によるものが初めて 1,511 万 t-CO<sub>2</sub> 登録され、HFC23 燃焼によるものが 440 万 t-CO<sub>2</sub> から 823 万 t-CO<sub>2</sub> へ 383 万 t-CO<sub>2</sub> 増加し、2006 年 1 月末現在、HFC23 燃焼（3 件）と N<sub>2</sub>O 分解（2 件）のプロジェクトによる年間排出削減量は全体の 80% を占めている。風力・水力などの再生可能エネルギー分野（埋立地ガス等、家畜排せつ物の管理を除く）は、2005 年第 4 四半期に 11 件から 39 件へ増加し、その期間に登録された 40 件のうち 28 件を占めているが、年間排出削減量は 30 万 t-CO<sub>2</sub> から 161 万 t-CO<sub>2</sub> へ 130 万 t-CO<sub>2</sub> 増加したに過ぎない（図 2）。

図 1 CDM 理事会による登録プロジェクト数の推移  
(単位：件数)



(注) 集計は 2006 年 1 月 31 日まで。  
(出典) UNFCCC、CDM ホームページ

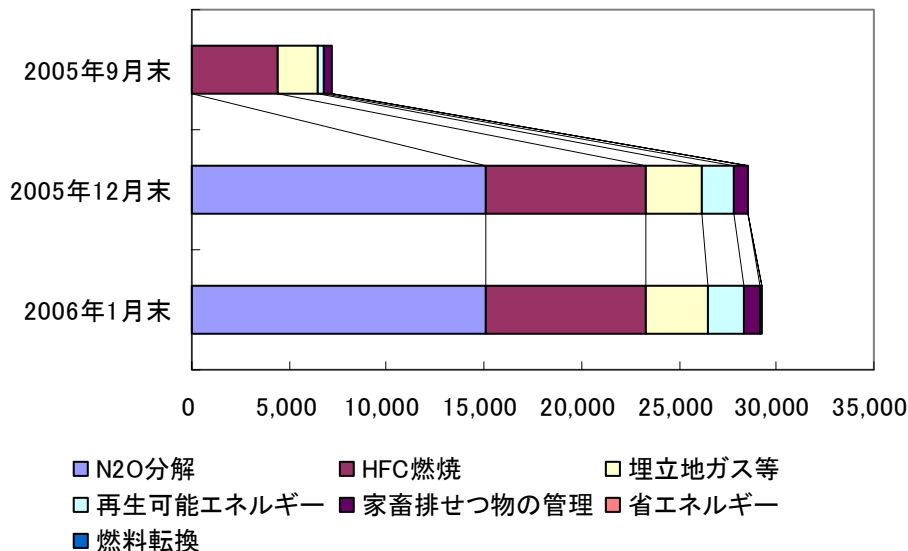
表 1 ホスト国別登録済み CDM プロジェクトの推移

国名	件数			年間排出削減量 (千t-CO <sub>2</sub> e/年)			
	2005年9月末	2005年12月末	2006年1月末	2005年9月末	2005年12月末	2006年1月末	%
韓国	1	2	2	1,400	10,550	10,550	36.0
インド	5	17	20	3,096	7,256	7,396	25.2
中国	1	3	3	51	338	338	1.2
スリランカ	0	3	3	0	104	104	0.4
ネパール	0	2	2	0	94	94	0.3
バングラデシュ	1	1	1	80	80	80	0.3
ブータン	1	1	1	1	1	1	0.0
アジア地域小計	9	29	32	4,628	18,422	18,563	63.4
ブラジル	2	5	8	1,335	7,371	7,675	26.2
メキシコ	0	3	5	0	579	729	2.5
アルゼンチン	1	2	3	589	616	635	2.2
チリ	4	6	6	430	605	605	2.1
ホンジュラス	4	5	6	128	153	174	0.6
コスタリカ	0	1	1	0	156	156	0.5
グアテマラ	0	1	3	0	90	142	0.5
ボリビア	1	1	1	83	83	83	0.3
パナマ	0	3	3	0	60	60	0.2
ペルー	0	2	2	0	45	45	0.2
コロンビア	0	0	1	0	0	28	0.1
中南米地域小計	12	29	39	2,564	9,759	10,331	35.3
モロッコ	1	2	2	29	185	185	0.6
南アフリカ	1	1	1	7	7	7	0.0
アフリカ地域小計	2	3	3	35	191	191	0.7
アルメニア	0	1	1	0	135	135	0.5
モルドバ	0	0	3	0	0	47	0.2
フィジー	0	1	1	0	25	25	0.1
その他地域小計	0	2	5	0	160	207	0.7
合計	23	63	79	7,227	28,532	29,292	100.0

(注) 集計は 2006 年 1 月 31 日まで。  
(出典) UNFCCC、CDM ホームページ

図 2 分野別登録済み CDM プロジェクトの推移

(単位 : 千 t-CO<sub>2</sub>/年)



(注) 集計は 2006 年 1 月 31 日まで。  
 (出典) UNFCCC、CDM ホームページ

(文責 CHEW CHONG SIANG)

## 9. 国内施策

### 9-1. 審議会等の動向

京都議定書目標達成計画に定められたさまざまな施策が着実に進められる中で、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度など、一部の施策においては、その具体化に際して議論を生じているものもある。

環境税については、2005年11月25日の政府税制調査会「平成18年度の税制改正に関する答申」で、「いわゆる環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状、さらには既存のエネルギー関係諸税との関係といった多岐にわたる検討課題がある。現在、関係省庁等において、これらの課題について議論が行われているところであり、その状況を踏まえつつ、総合的に検討していく必要がある」とされている。また、同年12月15日の自由民主党「平成18年度税制改正大綱」でも、「環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する」とされ、

翌年度以降の検討事項とされた。

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施のための政省令の整備に関しては、意見募集が 2005 年 11 月 22 日から 12 月 22 日にかけて 2 回に分けて行われた。その結果は 2006 年 1 月 31 日の中央環境審議会地球環境部会（第 33 回）に報告され、主な意見として電気の使用に係る二酸化炭素の排出係数を現行区分どおり一般電気事業者とその他の 2 区分とするべきか否か等が寄せられた（出所 1）。

省エネルギー法改正に伴う、家電機器等の小売事業者による省エネルギー情報の提供促進及び住宅・建築物分野の省エネルギー対策の強化に関する判断基準等の策定・改定については、総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会の住宅・建築物判断基準小委員会（社会資本整備審議会建築分科会住宅・建築物省エネルギー部会と合同）と小売事業者表示判断基準小委員会で検討が始まった。

2006 年 1 月 30 日の総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会（第 14 回）では、RPS 法評価検討小委員会から「RPS 法の評価検討に当たっての論点整理」が報告され、RPS 法の義務量について、長期的にはできるだけ増やしていく方向性が必要との意見が出される一方で、2008 年度以降の急な導入量の伸びに備えての電気事業者のこれまでの努力や対象エネルギーのポテンシャルなどを勘案して慎重な議論が必要との意見も出された。また、熱分野についても、バイオマス熱利用推進施策（輸送用燃料としてのバイオマス燃料を含む）の検討が行われた。

京都メカニズムクレジット取得制度については、2006 年 2 月 6 日に「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案」が、同月 10 日に「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、通常国会に提出された。前者は、NEDO に京都メカニズムを活用したクレジットの取得等の業務を行わせるとともに、石油特別会計から NEDO が行う当該業務に対して必要な費用の一部を歳出することを可能とする等の措置を講ずるものであり、後者は、京都議定書目標達成計画に京都メカニズムの活用のために必要な措置に関する基本方針を位置づけるとともに、割当量口座簿を法定するものである。

2006 年 2 月 8 日には総合資源エネルギー調査会総合部会（第 1 回）が開催され、厳しさを増しつつある昨今のエネルギー情勢の変化を背景として、今後、経済産業省が策定する「新・国家エネルギー戦略」に盛り込むべき内容についての助言と、エネルギー基本計画の改定案についての検討が行われることが示された。今後は、新・国家エネルギー戦略およびエネルギー基本計画において環境関連対策がどのように位置づけられていくか注視していく必要がある。

（文責 田上貴彦）

（出所 1）

- ・ 中央環境審議会地球環境部会（第 33 回）資料 <http://www.env.go.jp/council/06earth/y060-33.html>  
お問い合わせ先：report@tky.ieej.or.jp